

第 641 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 05 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（0 人）

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局職員（5 人）

局長 牧野 常夫	係長 後藤 寿大	副主査 吉澤 智樹	主任主事 宮崎 将人
書記 川崎 聡			

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について

専決処分報告について

第 641 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	<p>開会 午後 1 時 28 分</p> <p>それでは、定刻前ではございますが、皆さまお揃いになりましたので、ただいまから会議を始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、ご多用のところ第 641 回定例農業委員会総会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、委員 14 名全員の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(議長挨拶)</p> <p>みなさん、こんにちは。</p> <p>(立春を過ぎたがまだまだ寒い日が続く、インフルや新型コロナにはご注意ください、雪が多い年は豊作になる、我々や跡継ぎが安心して農業を続けられるような政策を期待する など)</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただいまより、第 641 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>まず、農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>12番 安田委員 13番 小柴委員を指名いたします。 よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議題に入る前に、1月14日に開かれました第4回運営委員会のご報告を稲村委員長からお願いしたいと思います。</p>
<p>稲村委員長</p>	<p>私の方から報告させていただきます。</p> <p>去る1月14日午後2時から、富津市消防防災センター1階会議室において開催いたしました、令和7年度第4回農業委員会運営委員会において、申請者に対する面接を行いましたので、当日の結果を報告いたします。</p> <p>案件は1件で、私その他、運営委員7名、担当地区農業委員1名及び事務局職員3名出席のもと、権利者 ■■■■■の代表取締役と取締役、行政書士他1名の計16名が参加いたしました。</p> <p>本案件は、12月9日の運営委員会において当日中の採決に至らなかった富津市桜井地区の案件について、再度面接を実施したものであります。</p> <p>今回の面接においては、前回の面接で不明瞭だった4点、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立目的や具体的なビジョン ○耕作の状況及び労働力 ○継続して農地を拡大する予定地と資金 ○地域のコミュニケーション <p>でございます。</p> <p>それぞれの質問に対しまして、申請者から回答がございました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人の事業のうち、新規就農者等の研修については、技能実習生の受け入れを想定している。 ○ここ数年の耕作売上は事業計画書の記載と同等であり、取締役はこれから必要な免許を取得する予定である。 ○初期投資後、さらに必要な資金は融資で賄う。 ○耕作地をさらに拡大する場合には、桜井地区内で小作を考えており、地域計画の協議に参加したい。

	<p>と回答がございました。</p> <p>申請者退出後、昨年2月からの一連の経緯及び今回の運営委員会の質疑応答の内容を踏まえて運営委員の皆様と協議をした結果、「運営委員の総意として、3年間の賃貸借契約によって実績を示していただきたい。」との結論に至ったため、私から申請者へその旨お伝えいたしました。</p> <p>これに対し、申請者からは「持ち帰って結論を出したい。」と返答があったため、それをもって、この日の運営委員会は終了となりました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>運営委員会の報告ありがとうございました。</p> <p>それではここで、暫時休憩といたしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(暫時休憩)</p>
議長	<p>それでは会議を再開いたしまして、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、6番 大塚委員、お願いいたします。</p>
大塚委員	<p>議案第1号1番について、申請地を2月4日に確認したので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR 上総湊駅より南東の方向500m、原田内科・小児科医院より南の方向100mに所在する農地です。</p> <p>義務者は、高齢で管理困難なため、近隣農業者に耕作をお願いして</p>

	<p>おりました。</p> <p>今後も自ら管理することが難しいことから、権利者に当該農地について説明したところ合意が整い、今回売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画としましては、露地野菜の栽培を計画しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
事務局 (川崎)	<p>ただいまの大塚委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、高齢により農地の管理が困難なため権利者に相談をしたところ、自宅にも隣接しており家庭菜園のできる営農に適した農地であるため、本申請となったものです。</p> <p>農機具等は、義務者及び近隣農業者より賃借し、農業技術については、上記の農業者に加え、近隣農家さんより営農協力をいただき習得していくとのことでした。</p> <p>その他農作業に必要なものは、順次購入予定とのことでした。</p> <p>生産物については、基本的には自家消費ですが、農業技術支援者等への返礼品としても使用予定です。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 1 筆 935 m²、権利者の耕作面積は、新規就農者であるため 0 m²、従農数 3 名であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号2番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、3番丸委員にお願いします。</p> <p>なお、この議案には、稲村委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会会議規則第10条により稲村委員には退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(稲村委員退席)</p>
丸委員	<p>議案第1号2番について、申請地を2月4日に確認しましたので説明します。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より南西の方向500mと東の方向900mに所在する農地です。</p> <p>本件は、義務者が相続により取得した農地ですが、高齢で耕作手段も無いため近隣農家さんにより耕作されていた、基盤整備された農地です。</p> <p>今後も自ら耕作することが不可能なため、権利者に売却の申出を行い受諾されたことから、売買による所有権移転の申請を行うものです。</p> <p>営農計画としましては、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
事務局 (川崎)	<p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、高齢のため自ら耕作することができず、農地について権利者に相談したところ、近隣農地でも耕作しており、基盤整理された</p>

議長	<p>農地で農業経営規模拡大に適した立地条件でもあったことから受諾し、本申請となったものです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 2 筆 1,919 m²、権利者の耕作面積は、64,989 m²、農作業歴 50 年、従農数 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p> <p>それでは稲村委員、入室してください。</p> <p style="text-align: center;">(稲村委員、入室着席)</p>
議長	<p>続きまして、議案第 1 号 3 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、1 番 鈴木委員、お願いいたします。</p>
鈴木(昇)委員	<p>議案第 1 号 3 番について、申請地を 2 月 5 日、本日確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より南東の方向約 1,200m に所在し、自宅から 300m に位置する農地です。</p> <p>本件は、義務者が相続により取得した農地ですが、高齢で労働力もなく、自ら耕作ができないため、耕作放棄地になっております。</p> <p>権利者は、木更津市に在住時より自給自足可能な農地を探し始め、</p>

	<p>昨年、本申請地付近の住宅を購入し移住しております。</p> <p>今回、当該地が自宅とも近いため双方の合意が整い、今回売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画といたしましては、果樹園及び露地野菜の栽培を計画しております。</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
事務局 (川崎)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は、義務者が相続により取得した農地ですが、高齢のため自ら耕作することが困難で耕作放棄地状態になっている農地を権利者が取得、開墾し、みかんと梅の果樹地及びジャガイモ、サツマイモの露地野菜栽培の自給自足農業を目的とした申請であります。</p> <p>権利者は、木更津市に在住時、JA きみつの情報で知った農業体験に参加した際に知り合った方の畑で時々指導を受けたとのこと。</p> <p>また、権利者の妻も木更津市在住時、自宅にて、プランターですが、キュウリ、ナス、トマトなどを毎年栽培していたので、今回申請地で農業がしたいとのこと。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 1 筆 595 m²、権利者の耕作面積は、新規就農者であるため 0 m²、従農数 2 名であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

<p>議長</p>	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきましては、担当委員は私でございますので、現地調査及び説明をいたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第2号1番につきまして、申請地を2月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>君津商業高校より南の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>譲受人は申請地周辺において耕作を行っております。</p> <p>今回農業用施設に係る駐車場用地を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に話をしたところ農地の管理が難しくなっていたとのことであり、合意に至ったことから所有権移転を伴う転用申請をするものであります。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はないと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしくご審議いただきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局補足説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件につきましては、昨年12月9日に開催された農業委員会の中で審議し、当時の説明では、申請地が農振農用地内であることから、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第2号に基づき、農業用施設の用に供するための農業振興地域整備計画に係る軽微</p>

	<p>な変更手続きを当時行っているため、転用事務指針内にある市町村の農振担当課との調整が終了していると捉え、許可相当として千葉県に進達を行いました。</p> <p>しかし、君津農業事務所の担当より、信用があるとは認められないため、軽微な変更手続き終了後に再度申請を行うよう回答があったことから、申請者と協議を行い、当初の申請を取り下げました。</p> <p>今回、軽微な変更手続きが完了したことから、再度申請に至ったものであります。</p> <p>申請内容につきましては、当初の申請から変更ありませんので立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号2番であります。こちらも担当委員が私でございますので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号2番でございますが、これも同じく2月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧いただきたいと思います。</p> <p>中央公民館より北西の方向約330mに地点に位置する農地であります。</p>

<p>議長</p> <p>事務局 (吉澤)</p>	<p>申請地は相続により義務者が取得したが、県外に住んでおり維持管理に苦慮しているため、農地を手放したいと考えておりました。</p> <p>譲受人は市内に移住を希望しており、申請地が市街地から近く、生活に便利であると考え所有権移転を伴う転用申請をするものであります。</p> <p>周りがほぼ住宅地、どちらかというと農地の中の住宅地ではなくて、住宅地の中の農地というような状況でございまして、周辺に対する環境については問題ないと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>では、事務局補足説明をお願いいたします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、都市計画法に基づく用途地域が定められている区域内に位置していることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成計画は整地のみであり、雑排水については前面の私道に接続する計画であり、農地転用に合わせて権利の持分を取得する見込みです。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金及び借入金での支払となっております。添付書類から確認済みです。</p> <p>なお、一般住宅の許可基準の一つとして、面積の上限が 550 m²となっており、申請地の面積が 571 m²であることから上限を超えております。</p> <p>しかし現地を確認すると、勾配の関係で土地の南側に向かって土盛がされており、道路側溝への流出防止のための擁壁が設置されていることから、南側の利用ができず、有効面積が減ることとなります。</p> <p>申請代理人が有効面積を算出したところ約 543 m²になり、千葉県の担当者に確認したところ、有効面積で考えて良いとの回答を得ているため問題ないと考えます。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満</p>
-------------------------------	--

議長	<p>たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号3番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、5番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>それでは、議案第2号3番について、申請地を2月4日に確認いたしましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津中学校より南の方向約550mに位置する農地であります。</p> <p>譲受人と譲渡人とは義理の親子であります。</p> <p>譲渡人は農業経営を行っているが、高齢等の理由により譲受人に農業経営を引き継ぐ予定であることから、両親の住む家の近くに住む必要があったため、使用貸借による転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。</p>

<p>(吉澤)</p>	<p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成計画は、建物の周辺を20cmほど山砂で盛土を行う計画ですが、申請地が500㎡以下のため、申請が不要であることを担当課に確認済みです。</p> <p>排水については既設の側溝に接続する計画となっており、許可済であることを確認済みです。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。</p> <p>こちらは農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画案となっております。</p> <p>なお、この議案には、丸委員に関する案件が含まれますので、農業委員会会議規則第10条によりまして、丸委員は退席をお願いいたします。</p>

	(丸委員退席)
議長	<p>それでは会議を進めます。</p> <p>事務局説明をお願いいたします。</p>
事務局 (後藤)	<p>議案第3号農用地利用集積等促進計画案について説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第19号第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであり、令和8年第2次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定の内容でございますが、以下、整理番号8-2-31まで、合計で貸し手6名、借り手4名、筆数31筆、面積28,448㎡であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細のとおりでございます。</p> <p>次に、議案資料として5ページ及び6ページに賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況でございます。</p> <p>個人・法人ごとに、今回設定を受ける土地の面積、事業に供している農用地の面積、主な農機具の所有状況、農業従事者数及び、農作業従事日数等を抜粋して表にまとめております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号は承認されました。</p>

	<p>丸委員、入室してください。</p> <p>(丸委員、入室着席)</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いいたします。</p>
局長	<p>専決処分について、ご報告申し上げます。</p> <p>まず、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地転用1件でございます。</p> <p>内容につきましては、専用住宅用地とするもので、面積につきましては305㎡でございます。</p> <p>続いて、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地の権利移動1件でございます。</p> <p>内容につきましては、道路として所有権移転するもので、面積は72㎡、持分は四分の一でございます。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員の皆様方から何かご意見、ご質問等ありましたら、お伺いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、事務局何かありますか。</p>
局長	<p>(農業委員会委員等の改選に伴う説明会について連絡及び参加依頼)</p>

事務局 (後藤)	(全国農業新聞の記事提供について情報提供のお願い)
議長	<p>他にありますか、よろしいですか。</p> <p>それでは、皆様方におかれましては、慎重審議いただきましてありがとうございました。</p> <p>なお、次回の農業委員会総会は、3月6日(金)、場所はこの401会議室、時間は例月どおり午後1時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は以上で終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>閉会 午後2時05分</p>